

# 太田市人権施策推進会議設置要綱

## (設置)

第1条 人権教育・啓発に係る計画の策定及び施策の総合的かつ効果的な推進について、関係部局による密接な連絡調整等を図るとともに、人権教育・啓発に係る諸問題の迅速かつ的確な対応を期するため、庁内に太田市人権施策推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

## (構成)

第2条 推進会議は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

2 推進会議に議長及び議長代行を置き、議長には市民生活部長を、議長代行には市民生活部副部長をもって充てる。

3 議長は、会務を総理する。

4 議長代行は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第3条 推進会議は、議長が招集し、主宰する。

2 議長は、必要があると認めるときは、推進会議に前条第1項に定める者以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

## (付議事項)

第4条 推進会議に付議する事項は、次のとおりとする。

(1) 人権施策に係る基本方針に関する事項

(2) 人権施策に係る重要施策に関する事項

(3) 人権施策に係る情報の交換及び連絡調整に関する事項

(4) その他人権施策に係る諸問題に関する事項

(太田市人権施策推進会議担当課連絡会議)

第5条 推進会議に前条に定める付議事項の具体的な推進を図るため、太田市人権施策推進会議担当課連絡会議(以下「担当課連絡会議」という。)を置く。

2 担当課連絡会議の運営に関して必要な事項は、推進会議で決定する。

## (庶務)

第6条 推進会議の庶務は、市民そうだん課が行う。

## (その他)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成18年9月26日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第2条関係) 太田市人権施策推進会議構成委員

市民生活部長
市民生活部副部長
市民そうだん課長
人事課長
国際課長
広報課長
社会支援課長
障がい福祉課長
長寿あんしん課長
こども課長
子育てそうだん課長
児童施設課長
健康づくり課長
介護サービス課長
産業政策課長
生涯学習課長
学校教育課長